写

５畜産第1921号
令和５年11月30日

中国四国農政局長　殿

農林水産省畜産局長

養蜂振興法の施行について（平成 24 年 11 月 1 日付け 24 生畜第 1518 号農林水産省生産局長通知）の一部改正について

養蜂振興法（昭和30年法第180号）及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号）の施行に関する留意事項を別紙のとおり改正しましたので、貴職から貴局管内の都道府県に周知頂くとともに、法令の円滑かつ確実な運用を図るため指導方よろしくお願いいたします。

（別紙）

制定　　平成24年11月１日付け24生畜第1518号
一部改正　令和２年12月25日付け２生産第1657号
一部改正　令和５年11月30日付け５畜産第1921号

養蜂振興法の施行について

１　蜜蜂の飼育を行う者について

（１）養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）における飼育とは、蜂群、蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱・巣洞等の設置、給餌の実施、投薬等の行為のいずれかを行うことをいい、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合は飼育には含まれないものと解されたい。

（２）法第３条第１項に規定する「業として蜜蜂の飼育を行なう者」とは、反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究の用に供するため又は蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除く。

２　蜜蜂を飼育する者の届出について

（１）養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）第１条第２項第１号に規定する「農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合」とは、花粉受精を行おうとする自らの農作物等の作付規模に対して妥当な数の蜜蜂を、花粉受精のために必要な期間のみ飼育する場合に限られ、自らの農作物等の作付規模に比べて著しく過大な数の蜜蜂を飼育している場合、通年飼育を行っている場合等は含まれないと解されたい。

（２）各都道府県におかれては、法第３条第１項の規定に基づく届出義務違反が疑われる事例が発生した場合には、当該事例の態様に応じて、個別に都道府県知事が省令第１条第２項第３号の規定による届出義務の除外の適用について判断することが可能であると解されたい。なお、省令第１条第２項第３号の規定による届出義務の除外を行うに当たり、都道府県知事が届出を要しないと認める場合の目安を予め公表するよう努められたい。

（３）各都道府県におかれては、省令第１条第２項第３号の規定による届出義務の除外を行うに当たり、法第３条第４項に規定する「他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがある」場合については、その住所地を管轄する都道府県において届出を要しないと認める場合であっても、届出義務を除外すべきではないと解されたい。

（４）省令第１条第２項第１号及び第２号の規定に該当する場合並びに蜜蜂を飼育せずに観察、採蜜等を行っている場合についても、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案し、条例、規則その他の定めにより、飼育の届出を求めることは差し支えないと解されたい。

（５）各都道府県におかれては、法第３条第１項の規定による届出については、別記

様式第１号を参考に様式を定め、蜜蜂の飼育を行う者に対し、届出を行うよう指導されたい。また、法第３条第３項の規定による届出事項の変更に係る届出についても、別記様式第１号を参考に様式を定め、変更後速やかに届出を行うよう指導されたい。

なお、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施のため、届出後の蜂群配置調整や、届出事項の関係者への情報提供が必要となる場合があることから、別記様式第１号及び別記様式第２号の記載内容を参考に、蜜蜂飼育届・飼育変更届の提出又は蜜蜂転飼許可申請書の申請の際、法の目的の範囲内において個人情報を利用することについて、届出者又は申請者の同意を得るよう努められたい。

（６）法第３条第４項の規定による他の都道府県の知事への通知については、各都道府県の事務負担軽減を図るため、原則として電子メールで通知されたい。なお、電子メールでの通知に当たり、個人情報保護の観点からセキュリティの確保には十分注意されたい。

３　転飼養蜂の規制について

（１）法第４条第１項に規定する「他の都道府県の区域内に転飼しようとする」とは、養蜂業者が現に蜜蜂を飼育している都道府県の区域から他の都道府県の区域内に蜜蜂を移動して飼育することをいう。従って養蜂業者が住所地以外の都道府県の区域からその住所地を管轄する都道府県の区域内に転飼しようとする場合についても、法第４条第１項の規定が適用されるものと解されたい。

なお、時期的順序を定めて同一都道府県の区域内の２か所以上の場所に転飼したい旨の申請があった場合には、最初の転飼については法第４条第１項の規定に基づき許可をするものとし、以後の転飼については都道府県の条例、規則その他の定めに基づき規制するものと解されたい。

ただし、同一期間内に、時期的順序を定めないで、２か所以上の場所への転飼の許可申請があった場合には、そのすべての転飼について同条第１項の規定を適用するものと解されたい。

（２）地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年４月１日より施行され、転飼の許可に係る事務は自治事務となっているところであり、これまでどおり条例、規則その他の定めにより、規制することができるものと解されたい。

また、同一都道府県内の転飼については、法第４条の規定の適用を受けないが、これまでどおり条例、規則その他の定めによって規制することができるものと解されたい。

４　許可の申請について

（１）各都道府県におかれては、法第４条第１項の規定に基づく転飼許可申請については、別記様式第２号を参考に様式を定め、養蜂業者に対し、申請を行うよう指導されたい。

（２）許可申請書には、転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与承諾書を添付するよう指導されたい。

5　転飼の許可について

転飼の許可に当たっては、本法が蜂蜜、蜜ろう及びローヤルゼリー等の増産並びに花粉受精の効率化を目的としている趣旨に鑑み、定飼養蜂業者と転飼養蜂業者との蜂群の分布を調整の上、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。このため、必要に応じて、都道府県、各地域等の蜜蜂飼育者の代表及び学識経験者等で構成される蜜蜂転飼調整委員会のような適当な諮問機関を設置することが望ましい。

6　転飼規制に関する手数料について

法第４条第１項の規定に基づく転飼許可の申請に係る手数料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第１項及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「政令」という。）の規定に基づき、政令で定められた金額を標準として、条例により定める必要がある。

なお、都道府県の区域内の転飼に係る手数料については、各都道府県の手数料条例によってさしつかえない。

7　蜜蜂の適切な管理について

法第５条第２項の規定に鑑み、蜜蜂の適切な管理の一層の推進に努められたい。

なお、蜜蜂の適切な管理の推進に当たっては、同項の規定に例示されている指針の策定及び周知に代わり、講習会の実施、蜜蜂を飼育する者への戸別指導等、各都道府県の養蜂の実情に応じた方法によって行うことも可能と解されたい。

8　蜜源植物の保護増殖について

法第６条第２項の規定に鑑み、蜜源植物の保護増殖の一層の推進に努められたい。

なお、蜜源植物の保護増殖に当たっては、養蜂振興のみを目的とした蜜源植物の定植は財政的な負担を徒に増大させるおそれがあるため、公有林、街路樹、公園等の整備の際に蜜源となる樹種を選定すること、田畑の被覆植物としてレンゲ、なたね等の蜜源となる作物を奨励すること等により、関係部局と連携しながら効率的な方法で施策を講じられたい。

9　蜂蜜の表示について

法第７条第１項に規定する「蜂蜜を精製して販売することを業とする者」とは、採取した蜂蜜を精製して販売する行為を業として継続反復して行う者をいい、同条第２項に規定する「蜂蜜の販売を業とする者」とは、精製された蜂蜜の販売を業として継続反復して行う者をいう。したがって、採取した蜂蜜をそのまま販売することを業とする者及び当該者から採取した蜂蜜を買い受けて、精製することなく他に転売する者には本条は適用されないものと解されたい。

なお、省令第５条の規定による証紙又はレーベルの大きさ及び様式については、その容器の形状、大きさ等により適当なものとするよう指導されたい。

10　蜂群配置の適正の確保等を図るための都道府県の措置について

法第８条第１項の規定に鑑み、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施の一層の推進に努められたい。なお、蜂群配置の適正の確保等に当たっては、

蜜蜂を飼育する者その他の関係者に対し、法第１条の規定を踏まえ、花粉交配用蜜蜂の安定供給、国民への甘味資源の提供、蜜源植物の保護増殖に対する取組等の養蜂の社会的意義を特に勘案するとともに、生物多様性の確保、食育の推進等についても考慮の上、公正な話合いを通じて蜂群の分布調整を行うよう指導されたい。

11　立入検査について

法第９条第２項の規定に基づく身分証明書については、別記様式第３号を参考に様式を定められたい。

12　罰則の適用について

法第12条及び第14条の規定に基づく罰則の適用に当たっては、違反事例の態様を十分検討の上、指導により改善の見込みがある場合にまで徒に適用することがないよう運用されたい。

附　則

１　この改正は、令和５年 11 月 30 日から施行する。

２　この通知による改正の前の養蜂振興法の施行について（平成 24 年 11 月 1 日付け 24 生畜第 1518 号農林水産省生産局長通知）については、なお従前の例による。

様式第１号

蜜 蜂 飼 育 届 ・ 飼 育 変 更 届

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

現住所
電話番号※1
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第３条第１項又は第３項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

１　　年　月　日現在蜜蜂飼育状況

飼　育　場　所※2	飼　育　蜂　群　数
	（うち日本蜜蜂　　）

２　　年蜜蜂飼育計画※3

飼育場所※2	飼　育　予　定 最大計画蜂群数	飼育期間
	（うち日本蜜蜂　　）	１月１日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで
	（うち日本蜜蜂　　）	月　日から　月　日まで

３　個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

①　個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

②　個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

③　個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当

たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

※１電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※２飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

※３飼育計画は１月１日から 12 月 31 日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第２号

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

現住所
電話番号※1
氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所※2	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
		（うち日本蜜蜂）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本蜜蜂）	月　日から 月　日まで	
		（うち日本蜜蜂）	月　日から 月　日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
・法令に基づく場合
・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考
※１電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
※２転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

様式第３号

（表）

（罰則）

第十三条　第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

養蜂振興法第九条第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

第　　号

年　　月　　日交付

官職

氏名

生年月日

写真

（写真のサイズは縦 30 ㍉、横 25 ㍉）

（裏）

養蜂振興法（抄）

（報告及び立入検査）

第九条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・用紙の大きさは、縦 90 ㍉、横 120 ㍉とし、中央点線で二つ折りとすること。